

市立図書館建設事業 基本計画にご意見を

現在策定中の香美市立図書館建設事業基本計画書（案）を公開し、パブリックコメント（意見公募手続き）により市民の皆さんからのご意見を募集します。

【応募締切】3月30日（金）

【計画の閲覧期間】

募集期間中の平日
8時30分～17時15分

【計画の閲覧場所】

生涯学習振興課・本庁舎1階総合案内・各支所および出張所・中央公民館・図書

館（本館および各分館）※香美市ホームページにも掲載しています。

【応募方法】

住所・氏名・年齢・ご意見を記入の上、持参もしくは郵送、FAX、または香美市ホームページの送信フォームからご応募ください。

※様式は自由です。

※電話での意見受付はしません。また意見書の返却や個別回答は行いませんのでご了承ください。

【問い合わせ・提出先】

生涯学習振興課
☎53・1082
FAX 53・5226

助成

福祉タクシー料金 助成事業

平成30年度香美市福祉タクシー料金助成事業の申込受付を、3月20日（火）から開始します。

【対象者】市内在住で次のいずれかに該当する方

- ①年齢が満70歳以上の方
- ②身体障害者手帳1級・2級の方、3級・4級のうち下肢障害・体幹機能障害の方
- ③療育手帳をお持ちの方
- ④精神障害者保健福祉手帳1級・2級の方

【事業内容】

香美市内の医療機関への通院・買い物・社会参加等のために、当事業に協力する市内のタクシー会社を利用した場合、タクシー料金の一部を助成します。市外への通院は、透析等の特別な事情があると認められた場合にのみ対象となります。

【助成金額】

片道券1枚につき、料金から1000円を差し引い

【問い合わせ先】建設課地籍調査班 ☎53・3118

農薬の取り扱いは適切に

農薬の使用に当たっては、ラベル等の表示を確認し、使用基準を遵守してください。保管や容器などの処分も、決められた方法で適正に行ってください。方法を誤ると、使用者の健康や作物、環境に悪影響を及ぼす可能性があります。

農薬の取り扱いについては、農薬の購入店や農業振興センター等の指導機関でご確認ください。

【問い合わせ先】産業振興課農政班 ☎53・1062

就学援助

◆その他必要と認められる活動
【助成金額】10万円以内
【対象経費】備品・消耗品の購入、チラシ等の印刷代、会場の賃借料等
※飲食代等は対象外

【申込締切】4月27日（金）
【問い合わせ・申込先】香美市共同募金委員会事務局 ☎59・2140

経済的理由で就学困難な児童生徒に対し、学用品費や給食費など、学校で必要な費用の援助を行います。

【対象】香美市立小中学校に通う児童生徒の保護者で、住民税の非課税または減免の扱いを受けている方や、職業が不安定で生活に困っている方等

【申込方法】申請書類は学校にあります。援助を希望する方は、通学している学校へ申し出てください。援助の決定は、審査の上、学校からお知らせします。

【申込締切】4月13日（金）
【問い合わせ先】教育振興課 ☎53・1081

赤い羽根共同募金 地域福祉活動への助成

香美市共同募金委員会では、赤い羽根共同募金の配分金を財源に、助成金交付事業を行っています。詳細はお問い合わせください。

【対象となる活動】

- ◆小地域たすけあい活動
- ◆各種団体の研修会・季節の行事等の開催

香美市共同募金委員会では、赤い羽根共同募金の配分金を財源に、助成金交付事業を行っています。詳細はお問い合わせください。

【問い合わせ先】教育振興課 ☎53・1081

水道料金・下水道使用料も

コンビニ収納で！

4月1日から水道料金・下水道使用料のコンビニエンスストア等での収納を開始します。

これまでの市役所・各支所の窓口、指定の金融機関の窓口に加え、全国のコンビニでも支払いが可能です。ローソン・セブン・イレブン・サークルK・ファミリーマート・香美市内のバリュー各店舗等でお支払いできます。 ※取り扱いコンビニ一覧は香美市HPをご覧ください。

これらの納付書はコンビニで使用できません

- ◆納入期限を過ぎたもの
- ◆バーコードが印刷されていないもの
- ◆金額を手書き等で訂正したもの
- ◆納付書1枚の納付額が30万円を超えるもの
- ◆平成30年3月以前に送付された納付書

国保だより

国保の被保険者証が 新しく変わります

平成30年4月から使用する新しい国民健康保険被保険者証を、3月中旬～下旬に世帯主宛へ郵送します。被保険者証が届いたら、必ず内容をご確認ください。

現在お持ちの被保険者証は、3月31日で有効期限が切れます。有効期限が切れた後は、細かく破るなどして確実に処分してください。

高齢受給者証および特定疾病療養費受療証は、平成30年7月中旬～下旬に郵送します。

チェック！

県が市町村とともに国保制度を担うようになる新制度に伴い、被保険者証などの様式が変わります。

変更になる様式

被保険者証、被保険者資格証明書、高齢受給者証、限度額適用認定証、限度額適用・標準負担額認定証など

他の健康保険に 加入していませんか？

「就職して健康保険ができた」「家族の健康保険の扶養に入った」など、他制度の健康保険に加入しているのに国民健康保険の新しい被保険者証が届いた場合、国保脱退の届出が必要です。

国保の保険証・新しくできた保険証・認印・本人確認書類（運転免許証等）を持参の上、窓口で手続きしてください。

窓口・問い合わせ先

市民保険課 ☎53・3115
香北支所 ☎52・9285
物部支所 ☎52・9288